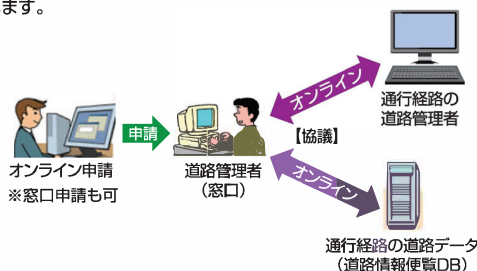


「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っています。
- 申請内容を迅速に審査するためにもオンラインでの申請をお願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれば、24時間全国の窓口で申請することができ、申請書の提出及び許可証の交付のために窓口に向く必要はありませんので大変便利です。



【ポイント】

- 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。
※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。
- 許可期間は車両や貨物の大きさ、重さにより**最長2年**。
※一定の要件を満たす優良事業者の車両については最長4年。
- 申請に関する詳細は下記の「特殊車両関係サイト」をご参照ください。

荷主の皆様へ… トラック運送事業者の違反走行に荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます！



荷主の関与



違反走行

荷主警告

荷主名及び
事案の概要を
公表

詳しくは、国土交通省のHP (http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000007.html) をご参照ください。



中国地方整備局【特殊車両通行許可制度及び申請に関する問合せ】

| 機関名 | 住所 | 電話番号 |
|---------------|----------------------------|------------------|
| 松江国道事務所 管理第一課 | 〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号 | TEL 0852-26-2131 |
| 広島国道事務所 管理第一課 | 〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号 | TEL 082-281-4131 |

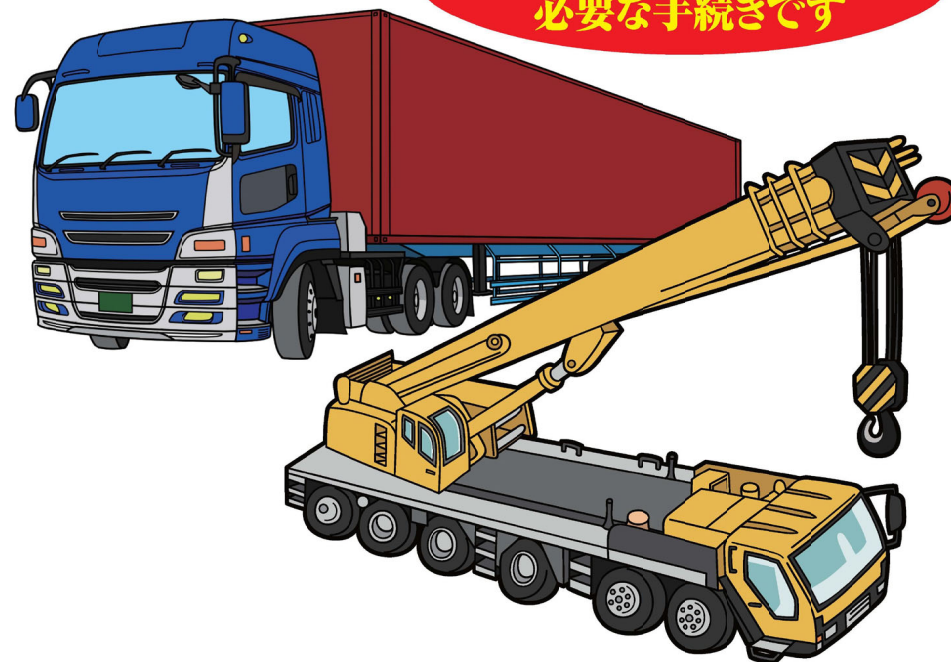
特殊車両関係サイト

| | | | |
|--|--|---|--|
| 特殊車両通行許可オンライン申請システム http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html | | 全国の申請窓口一覧 http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html | |
| 特殊車両に係る通行規制情報 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html | | 特殊車両通行ハンドブック https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000088.html | |

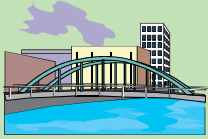
荷主・運送関係の皆様へ 特殊車両が走るには 許可が必要です！

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか？
道路法に基づき定められた
必要な手続きです



特殊車両の通行による道路への影響



道路 国民の財産として大切に使うもの

【道路法・道路構造令】

- 道路の大きさ、強度は一定の基準で造られています。
- 基準は時代とともに改定されており、古い橋等では補修が必要になっているものもあります。



車両 社会・経済活動に必要不可欠なもの

【道路運送車両法・道路運送車両の保安基準】

- 大きさ・重さは本来、道路の基準と整合させています。
- しかし、その基準を超える自動車も一定の要件を満たせば自動車として認められます。

道路の規格を超える車両が存在する

道路と車両との間に調和をもたせるために「特殊車両通行許可制度(※)」があります。

※一定の基準を超える大きさの車両の通行にあたって、道路構造の保全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可

超重量車両が及ぼす影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、それぞれ、舗装で4乗、橋(RC床版)で12乗といわれています。



軸重が20トンの車両は、橋(RC床版)に対して軸重10トンの車両約4,000台分の疲労を蓄積させることとなります。

超重量車両の通行が道路にこれだけの影響を及ぼします



「特殊車両」に該当する車両

車両の大きさ、重さは、関係する法律等で下表のように決められています。

| | 道路の構造による限度 (道路法 車両制限令) | (参考)自動車の保安上の基準 (道路運送車両法 保安基準) | (参考)交通安全上の基準 (道路交通法 旅行令) |
|------------------|---|---|---|
| 長さ | 走行(連結・積載)状態で12m(※) (トレーラ等運送車はほとんどがこれを超えます) | 自動車単体で12m ※単体なので、トラックとトレーラは別扱いとなります。(それぞれが12mまで) | 規定なし ただし他の車両を牽引する場合は25m。積載物は車長の10分の2を超えないもの。積載からは10分の1を超えてはみ出し不可 |
| 幅 | 積載状態で2.5m | 自動車単体で2.5m | 規定なし ただし積載物は車幅の10分の2を加えたもの。左からは10分の1を超えてはみ出し不可 |
| 高さ | 積載状態で3.8m (一部道路では4.1m) | 自動車単体で3.8m | 積載状態で3.8m (一部道路では4.1m) |
| 総重量 (車+乗員+荷物) | 積載状態で20t(※) (一部道路では最大25t) | 原則20t ただし自動車の構造に応じて最大25t | 規定なし ただし車検時の積載量を超えて積載してはならない(過積載) |
| 軸重 | 積載状態で最大10t | 最大10t | 規定なし |
| 最小回転半径 | 12.0m | 12.0m | 規定なし |

↑ どれか1つでも越える車両は、「特殊車両通行許可」が必要になります。

(※)車種や道路種別により特例があります。

「特殊車両通行許可制度」とは

道路法第47条第1項

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその状態におけるものを行い、他の車両を牽引している場合にあっては当該牽引されている車両を含む。)の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は政令で定める。

道路法第47条第2項

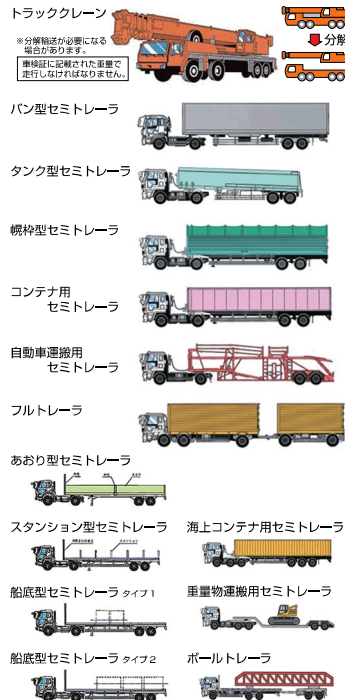
車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度を越えるものは、道路を通行させてはならない。

道路法第47条の2第1項

道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間帯について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第1項の政令の定める最高限度又は同条第3項に規定する限度を越える車両の通行を許可することができる。

代表的な特殊車両

車両の形態を示したものであり必要な軸数、軸距等は選搬する重量によって異なります。



誘導車の適切な配置をお願いします。

カーブや厳しい交差点部などを通過する際に他の交通安全を確保するための誘導配置や橋梁などの構造物の保全などのために誘導車の配置条件を付す場合があります。

●誘導車の配置条件が付される場合

| | |
|----------|--|
| 重量に関する場合 | 車両が重いまたは前荷力が低い橋梁等や車両を通行させる場合には、橋梁の同一区間におけるその車両のみを通行させる必要があり、そのために当該車線上から他の車両を排除し、後行するために当該車両の後に誘導車を配置します。 |
| 寸法に関する場合 | 車両の寸法が大きいまたは道路構造の空間寸法が厳しいために、曲線部の通行の際やトンネル等を通行する際に高さの関係で他の車線にはみだしを伴う場合は通行できない等の車両の場合には、交通の危険を防止する観点から、後行し、かつ当該車両の前方に誘導車を配置します。 |

誘導車の配置条件が付されたにもかかわらず、誘導車を配置していない場合は通行条件違反となります

「特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン」

誘導車の役割や誘導の方法、特殊車両の通行方法等の基本的な事項を明確化しましたので、誘導車の運転者及び特殊車両の運転者は、あわせてご参照下さい。
[URL] http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yудо_gaidorain.pdf



違反内容 ①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

取締りの方法

■取締基地

道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

違反の状況によっては、通行中止の命令をすることがあります

■自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。データベースにアクセスして許可の有無等を判定。判定を活用して、違法走行を繰り返す事業者に対しては、指導警告書を交付します。

違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

悪質な違反者に対する罰則強化のお知らせ

一般制限値を超える車両の通行には特車通行許可の申請が必要です。申請手続きを行わないと、100万円以下の罰金が科せられます(道路法第104条第1号)。

さらに、平成27年2月より違反者に対する罰則を強化。

特車レッドカードと称し、基準の2倍以上の車両総重量で走行する違反車両を、現地取締りで確認した場合は即時告発を行います。

荷主、運送事業者のみなさまにおかれましては、コンプライアンスの遵守をお願いします。